

平成31年1月24日

## 平成31年度の裁判官の合同研修について

司法研修所第一部教官室

本書面の使い方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 【説明編】

第1 合同研修の全体像	4
1 判事・判事補の合同研修	4
(1) 裁判系	4
(2) 導入系	5
(3) 基盤系	6
2 簡易裁判所判事の合同研修	7
(1) 裁判系	7
(2) 導入系	7
第2 判事・判事補の各段階に応じて参加できる研究会等	8
1 左陪席クラス（未特例判事補）	8
2 右陪席クラス（特例判事補・判事）	9
3 裁判長クラス（判事）	11
4 高裁に所属する裁判官	13

## 【資料編】

### 資料 1 合同研修（種類別）

## 資料2 合同研修（時系列）

### 資料3 平成31年度裁判官研修実施計画カレンダー

※ 末尾に、平成31年度裁判官研修のイメージ（図）を添付しています。

# 本書面の使い方

## 1 はじめに

(1) 社会の変化に応じて紛争解決の困難性が高まる中で、「裁判の質」を確保するためには、「広い視野を持ち、自ら考えて事案の本質を深く洞察する力」が一層重視されるようになったといえます。

そして、「裁判の質」を確保するためには、このような広い視野や深い洞察という判断の質を支える部分のみならず、組織、部全体として事件処理に関わるという考え方の下、組織や部を活性化し、合議体による充実した合議が行われ、書記官や家裁調査官等の一般職員との十全な連携が行われることもまた不可欠です。

裁判官が、求められる資質・能力を習得し、その力量を向上させていくためには、上記のような点を意識しつつ、日々の事件処理に対する真摯な取組を積み重ねること、各自が目標とする裁判官像を描きつつ、自らの資質・能力の向上を目指して、主体的・自律的に不断の自己研さんに励むことが必要です。

司法研修所において実施する合同研修は、このような裁判官の自己研さんを支援することを主たる目的としています。

そのような観点から、自己研さんの支援を目的とする研修に参加することが自らの能力等の向上につながることを意識して、応募型の研修については積極的に応募するようにしてください（もとより、応募に当たっては、担当職務の状況等も踏まえるようにしてください。）。

(2) 裁判官の合同研修は、「判事・判事補の研修」と「簡易裁判所判事の研修」に分けられており、「判事・判事補の研修」については、①裁判系（事件の分野別の研修）、②導入系（新たな職務等に就いた際の研修）、③基盤系（一般的資質・能力を涵養するための研修）の3系統に、「簡易裁判所判事の研修」については、①裁判系、②導入系の2系統に整理されています。

それぞれの系統別の研究会に関する詳しい説明については、後記の説明編の該当部分を御覧ください。

## 2 本書面の使い方

本書面は、説明編と資料編に分かれています。

(1) 説明編では、第1で合同研修の全体像について説明し、第2で判事・判事補の合同研修について、左陪席クラス（未特例判事補）、右陪席クラス（特例判事補、判事）、裁判長クラス（判事）の段階ごとに参加できる研究会を整理して記載しています。

第1では、合同研修の位置付けが確認できます。第2では、裁判官各自に関係する箇所等を参照することにより、①必ず参加しなければならない研究会はあるか、②応募できる研究会は何かなどが確認できます。各クラスは、一審を念頭に置いたものであり、高裁に所属する裁判官は、自己の年次等を踏まえて関係する箇所等を参照してください。

なお、本書面に記載した参加対象者等は、現段階における一応の目安です。具体的な応募条件等については、研究会実施の4か月前を目処に高等裁判所を通じて参加者を募集する際に改めてお知らせしますので、応募に当たってはその際に配布される資料を確認してください。

(2) 資料編では、各研究会について、種類別及び時系列で整理した表を載せており（資料1、2），各研究会の詳しい内容や、応募型の研修かどうかなどが確認できます。また、カレンダー（資料3）は期日簿に挟むなどして、適宜参照してください。

# 第1 合同研修の全体像

## 1 判事・判事補の合同研修

① 判事・判事補の合同研修を、①裁判系、②導入系、③基盤系の3系統に整理しています。

- ① 裁判系（事件の分野別の研修）
- ② 導入系（新たな職務等に就いた際の研修）
- ③ 基盤系（一般的資質・能力を涵養するための研修）

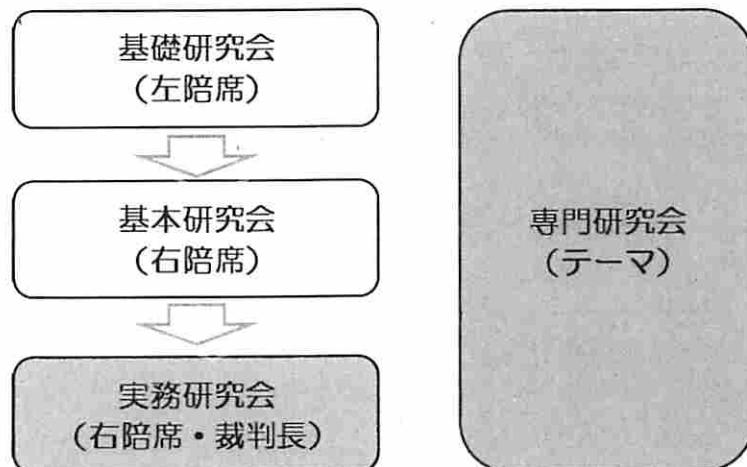
### （1）裁判系

裁判系の研究会は、裁判事務に関する応募型の研修です。

研究会の主たる対象者に応じて、民事、刑事及び家裁の事件分野ごとに、

- ① 基礎研究会（左陪席クラスを主たる対象とするもの）
- ② 基本研究会（右陪席クラスを主たる対象とするもの）
- ③ 実務研究会（裁判長・右陪席クラスを主たる対象とするもの）
- ④ 専門研究会（テーマを定めて実施し、特定のテーマについて研究・討議するのに適した裁判官を主たる対象とするもの）

の4類型の研究会を実施しますので、応募する際の目安にしてください。



事件分野ごとの基礎・基本・実務・専門の各研究会については、資料編末尾の平成31年度裁判官研修のイメージ（図）も参照してください。

## (2) 導入系

導入系の研究会は、以下のとおり、一定の年次に達したときや、新たなポストに就いたり、一定の役割を担うようになった際の導入を目的とする研修であり、年次・ポストによる研究会は、原則として、対象者の全員が参加する指名型の研修です。

### ① 年次（一定の年次に達した際に行うもの）

例）新任判事補研修、判事補基礎研究会、判事任官者研究会

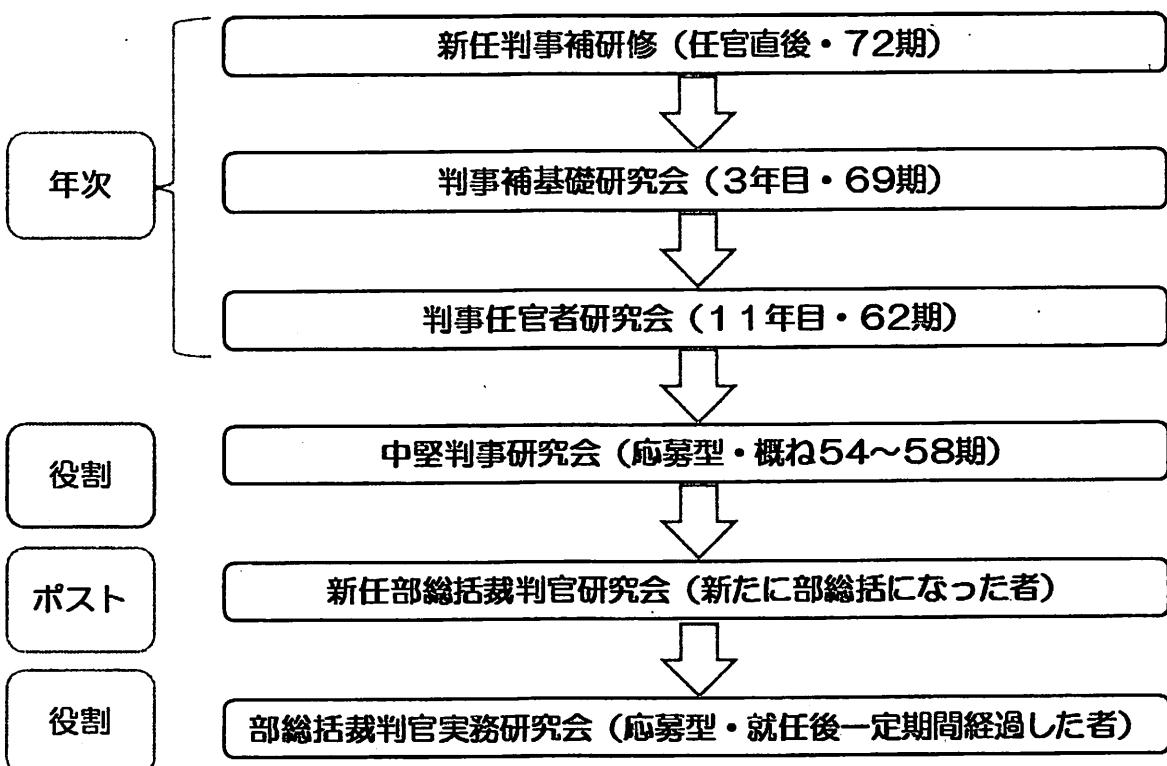
### ② ポスト（特定のポストに就任した際に行うもの）

例）支部長研究会、新任部総括裁判官研究会、実務協議会

### ③ 役割（一定の役割が期待される立場にある者を対象として行うもの）

例）中堅判事研究会、部総括裁判官実務研究会

具体的には、経験年数等に応じ、次の図に記載した各研究会に参加することになりますが、この他に、支部長（支部長研究会）、法科大学院への派遣教員（法律実務教育研究会）等、特定のポストに就いたり、役割を担うようになった裁判官を対象とする研究会があります。



### (3) 基盤系

基盤系の研究会は、法律分野そのものではなく、その背景となる社会、経済や隣接領域である自然科学等に関する知見を得て、視野を広め、あるいは思考を深めることを通じ、一般的資質・能力を高めるきっかけとするための応募型の研修です。

このうち、59期から68期までの若手裁判官を対象とする基盤系の研究会（知的基盤）は、裁判に関連する周辺諸科学（※）についての基礎的知見の修得を支援するものとして、判事以上（ただし、テーマによっては特例判事補も対象に含む。）を対象とする基盤系の研究会（裁判基盤）は、裁判との関わりがある現代社会における重要課題を多角的観点から掘り下げていくものとして実施します。

基盤研究会1、5  
(知的基盤)  
※59～68期

基盤研究会2～4  
(裁判基盤)  
※原則として判事以上  
(基盤3は特例判事補も含む)

#### ※知的基盤において取り上げるテーマ

裁判に関連する周辺諸科学である、①財務・会計、②経済学・経済情勢、③統計・データ分析、④心理学・行動科学、⑤科学哲学・科学の方法論等をテーマとして順次取り上げていく予定です。

平成31年度には、①財務・会計、③統計・データ分析を取り上げる予定です。

## 2 簡易裁判所判事の合同研修

簡易裁判所判事（以下、「簡裁判事」という。）の合同研修は、①裁判系、②導入系の2系統に整理しています。

### （1）裁判系

一定年数以上の経験を有する者について、訴訟運営や個別テーマの理解の深化を支援する研修（応募型）です。

簡裁判事民事実務研究会  
簡裁判事刑事実務研究会  
※平成26年8月以前任官者

簡裁判事専門研究会  
※平成27年8月以前任官者

### （2）導入系

一定の年次に達した時の職務への導入のための研修（対象者全員が参加）です。

新任簡裁判事導入研修  
新任簡裁判事研修  
※任官直後及び6か月後

簡裁判事基礎研究会  
※任官2年目

## 第2 判事・判事補の各段階に応じて参加できる研究会等

4

① 判事・判事補を対象とする研究会について、左陪席クラス（未特例判事補）、右陪席クラス（特例判事補、判事）、裁判長クラス（判事）の各段階に応じて参加することができる研究会等を整理しています（【 】内の数字は、資料1における番号を示しています。）。

### 1 左陪席クラス（未特例判事補）

応募が可能か、又は参加が予定されている研究会等は次のとおりです。

#### 裁判系

##### ○ 基礎研究会

IT基礎研究会【1】

医療基礎研究会【2】

行政基礎研究会【3】（行政・民事事件担当者）

知的財産権基礎研究会【4】（69期以上）

##### ○ 基本研究会

（家裁分野）

少年基本研究会【11】（少年事件担当者）

##### ○ 専門研究会

（民事分野）

民事通常専門研究会2（合議充実）【21】（民事事件担当者）

#### 導入系

新任判事補研修【31】（72期・対象者全員が参加）

判事補基礎研究会【32】（69期・対象者全員が参加）

#### 基盤系

基盤研究会1（知的基盤）【44】（68期以上）

※統計・データ分析をテーマとして取り上げる予定

基盤研究会 5 (知的基盤) 【48】 (68期以上)

※企業会計及び税務会計をテーマとして取り上げる予定

## 2 右陪席クラス (特例判事補・判事)

応募が可能か、又は参加が予定されている研究会等は次のとおりです。

### 裁判系

#### ○ 基礎研究会

IT基礎研究会【1】(特例判事補)

医療基礎研究会【2】(特例判事補)

行政基礎研究会【3】(特例判事補・行政・民事事件担当者)

知的財産権基礎研究会【4】(特例判事補)

#### ○ 基本研究会

※ 当教官室では、判事補の間に、民事通常又は刑事の基本研究会のいずれかには必ず参加し、家事又は少年の基本研究会にも積極的に参加することが望ましいと考えています。

(民事分野)

民事通常基本研究会1, 2【5, 6】(57期以下)

建築基本研究会【7】(民事事件担当者)

(なお、建築実務研究会と通じて応募することができる。)

労働基本研究会【8】(労働事件又は労働審判事件担当者)

(なお、労働実務研究会と通じて応募することができる。)

(刑事分野)

刑事基本研究会【9】(57期以下)

(家裁分野)

家事基本研究会【10】(家事事件担当者)

(なお、家事専門研究会2(面会交流)と通じて応募することができる。)

少年基本研究会【11】(少年事件担当者)

○ 実務研究会

(民事分野)

金融・経済実務研究会1, 2【12, 13】(民事事件担当者)

建築実務研究会【14】(民事事件担当者)

(なお、建築基本研究会と通じて応募することができる。)

医療実務研究会【15】(民事事件担当者)

行政実務研究会【16】(行政事件担当者)

労働実務研究会【17】(労働事件又は労働審判事件担当者)

(なお、労働基本研究会と通じて応募することができる。)

(刑事分野)

刑事実務研究会1, 2【18, 19】(刑事事件担当者)

○ 専門研究会

(民事分野)

民事通常専門研究会1(債権法改正1)【20】(民事事件担当者)

民事通常専門研究会2(合議充実)【21】(民事事件担当者)

民事通常専門研究会3(IT化)【22】(民事事件担当者)

民事通常専門研究会4(争点整理)【23】(民事事件担当者)

民事通常専門研究会5(複雑困難訴訟)【24】(民事事件担当者)

民事通常専門研究会6(債権法改正2)【25】(民事事件担当者)

(刑事分野)

刑事専門研究会3(現代刑事法の諸問題)【28】(刑事事件担当者)

(家裁分野)

家事専門研究会1(後見)【29】(後見関係事件担当者)

家事専門研究会2(面会交流)【30】(面会交流事件担当者)

(なお、家事基本研究会と通じて応募することができる。)

導入系

判事任官者研究会【33】(現行62期及び新62期・対象者全員が参加)

支部長研究会【35】(初めて支部長とされた者・対象者全員が参加)

中堅判事研究会【39】（概ね54期から58期まで・応募型）  
家裁実務研究会【40】（家事上席）  
法律実務教育研究会1【42】（法科大学院に派遣されている判事又は判事補）  
法律実務教育研究会2【43】（法科大学院に派遣されている、又は派遣される判事又は判事補）

### 基盤系

基盤研究会1（知的基盤）【44】（59期以下）  
※統計・データ分析をテーマとして取り上げる予定  
基盤研究会2（裁判基盤）【45】（判事）  
※人工知能（AI）に関するテーマを取り上げる予定  
基盤研究会3（裁判基盤）【46】（特例判事補以上）  
※裁判官のワークライフバランスに関するテーマを取り上げる予定  
基盤研究会4（裁判基盤）【47】（判事）  
※現代社会とメンタルヘルスに関するテーマを取り上げる予定  
基盤研究会5（知的基盤）【48】（59期以下）  
※企業会計及び税務会計をテーマとして取り上げる予定

### 3 裁判長クラス（判事）

応募が可能か、又は参加が予定されている研究会等は次のとおりです。

### 裁判系

#### ○ 基本研究会

（民事分野）

建築基本研究会【7】（民事事件担当者）

（なお、建築実務研究会と通じて応募することができる。）

労働基本研究会【8】（労働事件又は労働審判事件担当者）

（なお、労働実務研究会と通じて応募することができる。）

(家裁分野)

家事基本研究会【10】(家事事件担当者)

(なお、家事専門研究会2(面会交流)と通じて応募することができる。)

少年基本研究会【11】(少年事件担当者)

○ 実務研究会

(民事分野)

金融・経済実務研究会1、2【12、13】(民事事件担当者)

建築実務研究会【14】(民事事件担当者)

(なお、建築基本研究会と通じて応募することができる。)

医療実務研究会【15】(民事事件担当者)

行政実務研究会【16】(行政事件担当者)

労働実務研究会【17】(労働事件又は労働審判事件担当者)

(なお、労働基本研究会と通じて応募することができる。)

(刑事分野)

刑事実務研究会1、2【18、19】(刑事事件担当者)

○ 専門研究会

(民事分野)

民事通常専門研究会1(債権法改正1)【20】(民事事件担当者)

民事通常専門研究会2(合議充実)【21】(民事事件担当者)

民事通常専門研究会3(IT化)【22】(民事事件担当者)

民事通常専門研究会4(争点整理)【23】(民事事件担当者)

民事通常専門研究会5(複雑困難訴訟)【24】(民事事件担当者)

民事通常専門研究会6(債権法改正2)【25】(民事事件担当者)

(刑事分野)

刑事専門研究会1(裁判員)【26】(新たに裁判長として裁判員裁判を担当する者・指名制)

刑事専門研究会3(現代刑事法の諸問題)【28】(刑事事件担当者)

(家裁分野)

家事専門研究会1(後見)【29】(後見関係事件担当者)

家事専門研究会2（面会交流）【30】（面会交流事件担当者）

（なお、家事基本研究会と通じて応募することができる。）

### 導入系

新任部総括裁判官研究会【36】（初めて部総括判事に指名された者・  
対象者全員が参加）

家裁実務研究会【40】（家事上席）

部総括裁判官実務研究会【41】（部総括就任後一定期間を経過した者・  
応募型）

### 基盤系

基盤研究会2～4（裁判基盤）【45～47】

※基盤2【45】は人工知能（A.I.）に関するテーマ、同3【46】  
は裁判官とワークライフバランスに関するテーマ、同4【47】は  
現代社会とメンタルヘルスに関するテーマを取り上げる予定

### 4 高裁に所属する裁判官

1～3に記載した各クラスは一審を念頭に置いたものであり、高裁に所属する  
裁判官は、自己の年次等を踏まえて、関係する箇所等を参照してください。

また、次の研究会については、高裁に所属する裁判官（部総括を含む。）のみ  
が応募可能です。

### 裁判系

#### ○ 専門研究会

（刑事分野）

刑事専門研究会2（控訴審）【27】（刑事事件担当者）

## (資料1) 合同研修（種類別）

## 第1 判事・判事補の合同研修

## 1 裁判系（事件の分野別の研修）

(平成31年3月12日一部変更)

## (1) 基礎（主たる対象者は、左陪席）

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	対象者等	概要
1	◆	IT基礎研究会	31.11.18(月) ～11.19(火)	2日	40	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補	システム開発、インターネットに関する基礎的な知識についての講演等を行う予定
2	◆	医療基礎研究会	32.2.19(水) ～2.21(金)	3日	55	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補	医療に関する基礎的知識についての講演や、医療機関における実地研修等を行う予定
3	◆	行政基礎研究会	31.9.30(月) ～10.2(水)	3日	40	地方裁判所で行政事件又は民事事件を担当する判事補	左陪席裁判官として行政事件を担当する際に必要となる行政法の基礎的知識についての講演や、実務上の留意点等についての共同研究等を行う予定
4	◆	知的財産権基礎研究会	32.3.9(月) ～3.11(水)	3日	15	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補（69期以上）	知的財産権に関する基礎的知識についての講演や、東京地裁知財部における実地研修等を行う予定

## (資料1) 合同研修（種類別）

## (2) 基本（主たる対象者は、右陪席）

## ア 民事分野

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	対象者等	概要
5	◆	民事通常基本研究会1 ※	31.6.12(水) ~ 6.14(金)	3日	50	地方裁判所で民事事件を担当する、又は民事裁判に関心がある判事（57期以下）又は特例判事補	訴訟運営の方法、事実認定、書記官との連携、部等の組織運営への関与の在り方等について共同研究等を行う予定
6	◆	民事通常基本研究会2	31.10.23(水) ~ 10.24(木)	2日	40	地方裁判所で民事事件を担当する、又は民事裁判に関心がある判事（57期以下）又は特例判事補	民事通常基本研究会1と同じ
7	◆	建築基本研究会	31.11.12(火) ~ 11.14(木)	3日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補（建築実務研究会と通じて応募することができる。）	建築の専門的知見に関する講演や、建築訴訟に特有の実体法上の問題について共同研究等を行う予定
8	◆	労働基本研究会	31.12.3(火) ~ 12.5(木)	3日	40	高等裁判所又は地方裁判所で労働事件又は労働審判事件を担当する判事又は特例判事補（労働実務研究会と通じて応募することができる。）	標準的な労働事件一般に関する諸問題及び審理運営の在り方等について共同研究等を行う予定

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

## (資料1) 合同研修（種類別）

## イ 刑事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	対象者等	概 要
9	◆	刑事基本研究会 ※	31.11.20(水) ～ 11.22(金)	3日	50	地方裁判所で刑事事件を担当する、又は刑事裁判に関心がある判事（57期以下）又は特例判事補	単独事件等の公判準備、審理、判決のスキルアップ、書記官との協働、部等の組織運営への関与の在り方等について共同研究等を行う予定

## ウ 家裁分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	対象者等	概 要
10	◆	家事基本研究会 ※	31.11.6(水) ～ 11.7(木)	2日	50	家庭裁判所で家事事件を担当する判事又は特例判事補（家事専門研究会2（面会交流）と通じて応募することができる。）	家事審判、家事調停等の運用をめぐる諸問題について、共同研究等を行うとともに、組織運営的な側面を意識することを狙いとするカリキュラム等を実施する予定
11	◆	少年基本研究会 ※	31.9.11(水) ～ 9.13(金)	3日	50	家庭裁判所で少年事件を担当する判事又は判事補	少年審判における職種間連携、少年法の運用上の諸問題等について共同研究等を行うとともに、組織運営的な側面を意識することを狙いとするカリキュラム等を実施する予定

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

## (3) 実務(主たる対象者は、裁判長及び右陪席)

## ア 民事分野

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	対象者等	概要
12	◆	金融・経済実務研究会1	31.10.3(木) ～10.4(金)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補	企業の法務担当者が所属する経営法友会と連携して、企業活動の実情等に関する意見交換等を行う予定
13	◆	金融・経済実務研究会2	32.2.3(月) ～2.4(火)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補	金融や経済分野の新たな課題を裁判と関連付けて取り上げた講演等を行う予定
14	◆	建築実務研究会	31.11.13(水) ～11.15(金)	3日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補(建築基本研究会と通じて応募することができる。)	建築の専門的知見に関する講演や、建築訴訟に特有の実体法上の問題及び審理運営の在り方等について、より進んだ研究を行う予定
15	◆	医療実務研究会	31.9.19(木) ～9.20(金)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補	医事関係訴訟事件の審理運営について、共同研究を行うほか、医療の専門的知見や実態・背景事情等に関する情報提供を行う予定
16	◆	行政実務研究会	31.10.2(水) ～10.4(金)	3日	40	高等裁判所又は地方裁判所で行政事件を担当する判事又は特例判事補	複雑困難化しつつある行政事件の実務上の諸問題について、高度に専門的な観点に立って共同研究等を行う予定
17	◆	労働実務研究会	31.12.5(木) ～12.6(金)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で労働事件又は労働審判事件を担当する判事又は特例判事補(労働基本研究会と通じて応募することができる。)	労働事件をめぐる専門的・先端的な問題点及び審理運営の在り方等について共同研究等を行う予定

## (資料1) 合同研修（種類別）

## イ 刑事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	対象者等	概 要
18	◆	刑事実務研究会 1	31.7.8(月) ～ 7.9(火)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補	公判準備・審理・評議・判決の在り方や、部等の組織運営の在り方等について共同研究等を行う予定
19	◆	刑事実務研究会 2	31.10.30(水) ～ 11.1(金)	3日	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補	刑事実務研究会 1 に同じ

## (資料1) 合同研修（種類別）

## (4) 専門（主たる対象者は、テーマに対応した者）

## ア 民事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	対象者等	概 要
20	◆	民事通常専門研究会1 (債権法改正1)	31.7.4(木) ～7.5(金)	2日	60	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補	債権法改正に関する研究や意見交換等を行う予定
21	◆	民事通常専門研究会2 (合議充実)	31.10.28(月) ～10.29(火)	2日	50	地方裁判所で民事事件を担当する判事又は判事補	民事事件を担当している部総括クラス、右陪席クラス、左陪席クラスを対象に、具体的な事例等に基づいて、合議の在り方に関する研究や意見交換等を行う予定
22	◆	民事通常専門研究会3 (裁判手続のIT化)	31.12.9(月) ～12.11(水)	3日	40	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補	民事裁判手続のIT化に関し、フェーズ1の実施やフェーズ2以降を見据えた審理の更なる改善を目指すための意見交換等を行う予定
23	◆	民事通常専門研究会4 (争点整理)	31.12.12(木) ～12.13(金)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補	民事単独事件を担当している裁判官を対象に、具体的な事例に基づいて、争点整理手続の在り方について研究や意見交換等を行う予定
24	◆	民事通常専門研究会5 (複雑困難訴訟)	32.1.27(月) ～1.28(火)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補	民事事件を担当している裁判官を対象に、複雑困難性の高い合議事件について、その審理・判断の在り方に関する意見交換等を行う予定
25	◆	民事通常専門研究会6 (債権法改正2)	32.3.5(木) ～3.6(金)	2日	60	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補	債権法改正に関する研究や意見交換等を行う予定

## (資料1) 合同研修(種類別)

## イ 刑事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	対象者等	概 要
26		刑事専門研究会1 (裁判員)	31.4.11(木) ~ 4.12(金)	2日	30	地方裁判所で新たに裁判長として裁判員裁判を担当する判事又はこれに準じる者	裁判員裁判の現状と課題、裁判員裁判にふさわしい公判準備・審理・評議・判決の在り方や組織運営の在り方等について共同研究等を行う予定
27	◆	刑事専門研究会2 (控訴審)	31.12.16(月) ~ 12.17(火)	2日	20	高等裁判所で刑事事件を担当する判事(部総括判事を含む。)	高裁内部や高裁地裁間での意見交換の実情をふまえ、刑事控訴審の在り方について共同研究等を行う予定。
28	◆	刑事専門研究会3 (現代刑事法の諸問題)	32.2.17(月) ~ 2.18(火)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特別判事補	被害者配慮等、現代刑事法の重要な問題をテーマとした共同研究等を行う予定

## (資料1) 合同研修(種類別)

## ウ 家裁分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	対象者等	概 要
29	◆	家事専門研究会1 (後見) ※	31.10.10(木) ～10.11(金)	2日	50	家庭裁判所で後見関係事件を担当する判事又は特例判事補	後見関係事件の運用をめぐる諸問題について共同研究等を行う予定
30	◆	家事専門研究会2 (面会交流)	31.11.7(木) ～11.8(金)	2日	40	家庭裁判所で面会交流事件を担当する判事又は特例判事補(家事基本研究会と通じて応募することができる。)	面会交流事件の運用をめぐる諸問題について共同研究等を行う予定

※ 一部又は全部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

## 2 導入系(新たな職務等に就いた際の研修)

## (1) 年次(対象者は、任官時等の節目の年次に到達した者)

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	対象者等	概要
31		新任判事補研修	32.1.17(金) ～1.23(木)	5日	未定	平成31年12月に司法修習を終え、裁判官に任命された者(第72期司法修習終了者)	新任判事補が円滑なスタートを切ることができるよう、実務への円滑な導入を狙いとするカリキュラムや自己研さんの動機付けを行うことを狙いとするカリキュラム等を実施する予定
32		判事補基礎研究会	31.6.3(月)～ 6.6(木)	4日	未定	平成28年12月に司法修習を終え、裁判官に任命された者(第69期司法修習終了者)	新任判事補研修のフォローアップとして、任官3年目以降の判事補を対象に、基本的な執務能力の向上や、組織運営的な側面を意識することを狙いとするカリキュラム等を実施する予定
33		判事任官者研究会	32.2.12(水) ～2.14(金)	3日	未定	平成21年9月又は同年12月に司法修習を終えた判事(現行第62期及び新第62期司法修習終了者)	判事任官者を対象に、中堅の裁判官としての自覚を促し、第一審の裁判長に向けた成長の支援を目的として、組織運営的な側面をはじめとした裁判所の組織的課題を考え、裁判官としての成長への動機付けを行うことを狙いとするカリキュラム等を実施する予定
34		弁護士任官者研究会	31.4.4(木)	1日	未定	新たに弁護士から任官した、又は任官予定の判事又は判事補	弁護士任官の裁判官を対象に、裁判所及び実務への円滑な導入を目的とするもので、裁判官としての服務や裁判事務処理に関する説明、組織運営的な側面を意識することなどを狙いとするカリキュラム等を実施する予定

## (資料1) 合同研修（種類別）

## (2) ポスト（対象者は、所長、支部長、部総括等のポストに就任した者）

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	対象者等	概要
35		支部長研究会	31.5.20(月) ～5.22(水) ※	3日	未定	初めて地方裁判所又は家庭裁判所の支部長とされた者	初めて地家裁の支部長とされた者を対象に、支部の人事管理、事件管理、本庁支部間の連携その他支部の組織運営に関する基本的な理解を深めることを目的とし、支部長として組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する予定
36		新任部総括裁判官研究会	31.6.24(月) ～6.27(木)	4日	未定	初めて地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事に指名された者	初めて地家裁の部総括裁判官に指名された者を対象に、部のマネジメント、陪席裁判官の成長支援、職員の指導育成等、部総括の役割に関する認識を深めることを目的とし、部総括裁判官として裁判所の組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する予定
37		実務協議会（夏季）	31.7.11(木) ～7.12(金)	2日	未定	新たに地方裁判所長、家庭裁判所長又は高等裁判所事務局長を命ぜられた者	新たに地家裁の所長、高裁事務局長に指名された者を対象に、司法行政上の諸問題について協議するカリキュラム等を実施する予定
38		実務協議会（冬季）	32.1.30(木) ～1.31(金)	2日	未定	新たに地方裁判所長、家庭裁判所長又は高等裁判所事務局長を命ぜられた者	実務協議会（夏季）と同じ

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

## (3) 役割（対象者は、特定のポストに限らず、一定の役割が期待される立場にある者）

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	対象者等	概要
39	◆	中堅判事研究会	31.10.15(火) ～10.17(木)	3日	30	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事（概ね54期から58期まで）	これからの中堅判事として、組織運営的な側面をはじめとする裁判所の課題を考え、組織の中でリーダーシップを發揮し、後進の裁判官や裁判所職員の成長を支援していく方策等について研究するカリキュラム等を実施する予定
40		家裁実務研究会	31.6.13(木) ～6.14(金)	2日	未定	家事上席の判事又は判事補	家事上席を対象として、家事実務における組織運営能力の向上等を目的としたカリキュラム等を実施する予定
41	◆	部総括裁判官実務研究会	31.9.5(木) ～9.6(金)	2日	30	地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事に就任後一定期間を経過した者	地家裁の部総括裁判官の組織運営能力の向上を目的として、裁判所の組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する予定
42		法律実務教育研究会1	31.9.2(月) ～9.3(火)	2日	未定	法科大学院に派遣されている判事又は判事補	法科大学院に派遣されている判事又は判事補に対し、必要な情報を提供し、共同研究等を行う予定
43		法律実務教育研究会2	32.2.20(木) ～2.21(金)	2日	未定	法科大学院に派遣されている、又は派遣される判事又は判事補	法科大学院に派遣されている、又は派遣される判事又は判事補に対し、必要な情報を提供し、共同研究等を行う予定

## (資料1) 合同研修（種類別）

## 3 基盤系（一般的資質・能力を涵養するための研修）

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	対象者等	概要
44	◆	基盤研究会1 (知的基盤)	31.7.1(月) ～7.3(水)	3日	30	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補（59期から68期まで）	統計・データ分析などをテーマとして取り上げる予定
45	◆	基盤研究会2 (裁判基盤)	31.7.16(火) ～7.18(木)	3日	30	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事	人工知能（A.I.）に関するテーマを取り上げる予定
46	◆	基盤研究会3 (裁判基盤)	31.9.24(火) ～9.26(木)	3日	30	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は特例判事補	裁判官のワークライフバランスに関するテーマを取り上げる予定
47	◆	基盤研究会4 (裁判基盤)	32.2.25(火) ～2.27(木)	3日	30	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事	現代社会とメンタルヘルスに関するテーマを取り上げる予定
48	◆	基盤研究会5 (知的基盤)	32.2.26(水) ～2.28(金)	3日	30	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補（59期から68期まで）	企業会計及び税務会計をテーマとして取り上げる予定

## 第2 簡易裁判所判事の研修

## 1 裁判系(事件の分野別の研修)

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	対象者等	概要
49	◆	簡易裁判所判事 民事実務研究会	31.5.13(月) ～5.14(火)	2日	40	簡易裁判所判事 (司法修習終了者を除く。簡裁 刑事実務研究会と通じて応募す ることができる。)	主として民事分野の事件処理に関する諸問題や簡裁判 事としての在り方について共同研究を行う予定
50	◆	簡易裁判所判事 刑事実務研究会	31.5.14(火) ～5.15(水)	2日	20	簡易裁判所判事 (司法修習終了者を除く。簡裁 民事実務研究会と通じて応募す ることができる。)	主として刑事分野の事件処理に関する諸問題や簡裁判 事としての在り方について共同研究を行う予定
51	◆	簡易裁判所判事 専門研究会	31.10.23(水) ～10.25(金)	3日	50	簡易裁判所判事 (司法修習終了者を除く。)	民事交通事件をテーマとして取り上げ、簡裁の審理に 相応しい訴訟運営や判決の在り方等に関する共同研究 や講演と意見交換等を行う予定

## 2 導入系(新たな職務に就いた際等の研修)

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	対象者等	概要
52		新任簡易裁判所判事 導入研修	31.8.26(月) ～8.30(金)	5日	未定	平成31年度に新たに簡易裁判 所判事に任命された者 (司法修習終了者を除く。)	新たに簡易裁判所判事に任命された者に対する職務導 入研修であり、簡裁における裁判事務への円滑な導入 等を目的とするカリキュラムを行う予定
53		新任簡易裁判所判事研修	32.1.20(月) ～2.21(金)	24日	未定	平成31年度に新たに簡易裁判 所判事に任命された者 (司法修習終了者を除く。)	新任簡易裁判所判事導入研修の後、配属先の簡裁や、 地裁における実務研修を踏まえ、簡易裁判所判事としての基本的な実務知識、技量の獲得や自己研さんの動 機付けを目的とするカリキュラムを行う予定
54		簡易裁判所判事 基礎研究会	31.6.17(月) ～6.20(木)	4日	未定	平成29年度新任簡易裁判所判 事研修の終了者	任命から2年目の簡易裁判所判事を対象とし、基本的 な裁判実務の知識、技量の向上を目的とするカリキュ ラムを行う予定

## (資料2) 合同研修(時系列)

(平成31年3月12日一部変更)

実施順	資料1 の番号	応募型 ◆	系統	種別	名 称	実施時期	期間	備考
1	34		導入系	年次	弁護士任官者研究会	31.4.4(木)	1日	
2	26		裁判系	専門	刑事専門研究会1(裁判員)	31.4.11(木)～4.12(金)	2日	
3	49	◆	裁判系 (簡裁判事)		簡易裁判所判事民事実務研究会	31.5.13(月)～5.14(火)	2日	一部4と合同
4	50	◆	裁判系 (簡裁判事)		簡易裁判所判事刑事実務研究会	31.5.14(火)～5.15(水)	2日	一部3と合同
5	35		導入系	ポスト	支部長研究会	31.5.20(月)～5.22(水)	3日	一部総研と合同
6	32		導入系	年次	判事補基礎研究会	31.6.3(月)～6.6(木)	4日	
7	5	◆	裁判系	基本	民事通常基本研究会1	31.6.12(水)～6.14(金)	3日	一部総研と合同
8	40		導入系	役割	家裁実務研究会	31.6.13(木)～6.14(金)	2日	
9	54		導入系 (簡裁判事)		簡易裁判所判事基礎研究会	31.6.17(月)～6.20(木)	4日	
10	36		導入系	ポスト	新任部総括裁判官研究会	31.6.24(月)～6.27(木)	4日	
11	44	◆	基盤系		基盤研究会1	31.7.1(月)～7.3(水)	3日	
12	20	◆	裁判系	専門	民事通常専門研究会1(債権法改正1)	31.7.4(木)～7.5(金)	2日	
13	18	◆	裁判系	実務	刑事実務研究会1	31.7.8(月)～7.9(火)	2日	
14	37		導入系	ポスト	実務協議会(夏季)	31.7.11(木)～7.12(金)	2日	
15	45	◆	基盤系		基盤研究会2	31.7.16(火)～7.18(木)	3日	
16	52		導入系 (簡裁判事)		新任簡易裁判所判事導入研修	31.8.26(月)～8.30(金)	5日	
17	42		導入系	役割	法律実務教育研究会1	31.9.2(月)～9.3(火)	2日	
18	41	◆	導入系	役割	部総括裁判官実務研究会	31.9.5(木)～9.6(金)	2日	
19	11	◆	裁判系	基本	少年基本研究会	31.9.11(水)～9.13(金)	3日	一部総研と合同
20	15	◆	裁判系	実務	医療実務研究会	31.9.19(木)～9.20(金)	2日	
21	46	◆	基盤系		基盤研究会3	31.9.24(火)～9.26(木)	3日	
22	3	◆	裁判系	基礎	行政基礎研究会	31.9.30(月)～10.2(水)	3日	一部23と合同
23	16	◆	裁判系	実務	行政実務研究会	31.10.2(水)～10.4(金)	3日	一部22と合同
24	12	◆	裁判系	実務	金融・経済実務研究会1	31.10.3(木)～10.4(金)	2日	
25	29	◆	裁判系	専門	家事専門研究会1(後見)	31.10.10(木)～10.11(金)	2日	一部総研と合同
26	39	◆	導入系	役割	中堅判事研究会	31.10.15(火)～10.17(木)	3日	
27	6	◆	裁判系	基本	民事通常基本研究会2	31.10.23(水)～10.24(木)	2日	
28	51	◆	裁判系 (簡裁判事)		簡易裁判所判事専門研究会	31.10.23(水)～10.25(金)	3日	
29	21	◆	裁判系	専門	民事通常専門研究会2(合説充実)	31.10.28(月)～10.29(火)	2日	
30	19	◆	裁判系	実務	刑事実務研究会2	31.10.30(水)～11.1(金)	3日	
31	10	◆	裁判系	基本	家事基本研究会	31.11.6(水)～11.7(木)	2日	一部総研と合同
32	30	◆	裁判系	専門	家事専門研究会2(面会交流)	31.11.7(木)～11.8(金)	2日	
33	7	◆	裁判系	基本	建築基本研究会	31.11.12(火)～11.14(木)	3日	一部34と合同
34	14	◆	裁判系	実務	建築実務研究会	31.11.13(水)～11.15(金)	3日	一部33と合同

## (資料2) 合同研修(時系列)

(平成31年3月12日一部変更)

実施順	資料1 の番号	応募型 ◆	系統	種別	名 称	実施時期	期間	備考
35	1	◆	裁判系	基礎	IT基礎研究会	31.11.18(月) ~ 11.19(火)	2日	
36	9	◆	裁判系	基本	刑事基本研究会	31.11.20(水) ~ 11.22(金)	3日	一部総研と合同
37	8	◆	裁判系	基本	労働基本研究会	31.12.3(火) ~ 12.5(木)	3日	一部38と合同
38	17	◆	裁判系	実務	労働実務研究会	31.12.5(木) ~ 12.6(金)	2日	一部37と合同
39	22	◆	裁判系	専門	民事通常専門研究会3(IT化)	31.12.9(月) ~ 12.11(水)	3日	
40	23	◆	裁判系	専門	民事通常専門研究会4(争点整理)	31.12.12(木) ~ 12.13(金)	2日	
41	27	◆	裁判系	専門	刑事専門研究会2(控訴審)	31.12.16(月) ~ 12.17(火)	2日	
42	31		導入系	年次	新任判事補研修	32.1.17(金) ~ 1.23(木)	5日	
43	53		導入系	(簡裁判事)	新任簡易裁判所判事研修	32.1.20(月) ~ 2.21(金)	24日	
44	24	◆	裁判系	専門	民事通常専門研究会5(複雑困難訴訟)	32.1.27(月) ~ 1.28(火)	2日	
45	38		導入系	ポスト	実務協議会(冬季)	32.1.30(木) ~ 1.31(金)	2日	
46	13	◆	裁判系	実務	金融・経済実務研究会2	32.2.3(月) ~ 2.4(火)	2日	
47	33		導入系	年次	判事任官者研究会	32.2.12(水) ~ 2.14(金)	3日	
48	28	◆	裁判系	専門	刑事専門研究会3(現代刑事法の諸問題)	32.2.17(月) ~ 2.18(火)	2日	
49	2	◆	裁判系	基礎	医療基礎研究会	32.2.19(水) ~ 2.21(金)	3日	
50	43		導入系	役割	法律実務教育研究会2	32.2.20(木) ~ 2.21(金)	2日	
51	47	◆	基盤系		基盤研究会4	32.2.25(火) ~ 2.27(木)	3日	
52	48	◆	基盤系		基盤研究会5	32.2.26(水) ~ 2.28(金)	3日	
53	25	◆	裁判系	専門	民事通常専門研究会6(債権法改正2)	32.3.5(木) ~ 3.6(金)	2日	
54	4	◆	裁判系	基礎	知的財産権基礎研究会	32.3.9(月) ~ 3.11(水)	3日	

(平成31年3月12日一部改訂)  
(資料3) 平成31年度裁判官研修実施計画カレンダー

平成31年 (2019年)	4月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
		月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火
	5月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
		水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金
	6月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
		土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日
	7月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
		月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水
	8月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
		木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土
	9月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
		日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月
	10月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
		火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木
	11月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
		金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土
	12月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
		日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火
平成32年 (2020年)	1月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
		水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木
	2月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29
		土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土
	3月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
		日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火

※ 「総研」は、一部又は全部のカリキュラムについて総研との合同実施を予定

■ : 裁判系 (基礎) ■ : 裁判系 (基本) ■ : 裁判系 (実務) ■ : 裁判系 (専門)  
■ : 導入系 ■ : 基盤系 ■ : 簡裁判事の研修 (裁判系・導入系) ■ : 派遣型研修

## 平成31年度裁判官研修のイメージ

合同研修								派遣型研修	
判事・判事補の研修				簡裁判事の研修					
裁判系				導入系	基盤系	裁判系	導入系		
基礎	基本	実務	専門						
	民事分野	民事分野	民事分野	年次				判事補	
IT基礎	民事通常 基本(2本)	金融・経済 実務(2本)	民事通常 専門(6本)	新任判事補	基盤 (5本)	簡裁判事 民事実務	新任簡裁 判事導入	民間企業長期研修	
医療基礎	建築基本	建築実務		判事補基礎		簡裁判事 刑事実務	新任 簡裁判事	日本銀行長期研修	
行政基礎	労働基本	医療実務		判事任官		簡裁判事 専門	簡裁判事 基礎	シンクタンク長期研修	
知財基礎		行政実務		弁護士任官					
		労働実務		ポスト					
	刑事分野	刑事分野	刑事分野	支部長					
	刑事基本	刑事実務 (2本)	刑事専門 (3本)	新任部総括					
	家裁分野		家裁分野	所長実務 (2本)					
	家事基本		家事専門 (2本)	役割					
	少年基本			中堅判事					
				家裁実務					
				部総括実務					
				法律実務 (2本)					